

空き家をそのまま飲食店に



自宅の1階で雑貨屋さん



建物の活用をお考えの方へ

既存建物の用途変更について、土地利用条例の制限が
※1 ※2
緩和されました。ぜひ、ご相談ください。

倉庫をリフォームして理髪店に



自宅の1部屋でパン工房



※1 基準日(平成30年4月2日)以前に建てられた建築物のことです。

※2 「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」が令和5年に一部改正されました。

敷地や建物規模等、要件があります。また、一部対象とならない場合がありますので、ご計画の際は事前にご相談ください。なお、他の法令による規制についてもご注意ください。

お問い合わせ先

伊賀市役所 本庁3階

建設部 都市計画課 開発指導室 Tel0595-22-9733